

令和7年度第4回

川崎市環境影響評価審議会

会議録

1 日時 令和7年7月15日（火）午後3時00分から午後4時08分まで

2 場所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎301・302会議室）

3 議題

（1）（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価準備書について  
（事業者説明）

（3）その他

4 出席者 16名

朝賀委員、佐田委員、一ノ瀬委員、上田委員、鎌田委員、神山委員、菊本委員、酒井委員、高橋委員、田中伸治委員、田中恵委員、中澤委員、兵法委員、南委員、深見委員、山部委員

5 傍聴者 3名

○部長 定刻でございますので、ただいまから令和7年度第4回川崎市環境影響評価審議会を開始いたします。

私は、環境政策部長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務的な確認をさせていただきます。

○課長 皆さん、こんにちは。環境評価課長の鈴木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、委員20名中、現在16名の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則どおり公開としておりますので、これ以降の途中入室も含め、傍聴人の入室について御了承くださいますようお願いいたします。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、資料1「（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画（第2種行為）に係る手続経過」、資料2「（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価準備書」、資料3「鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例準備書の説明会の開催結果報告書」、資料4「（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例見解書」。

本日の会議資料については以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

○課長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は「（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）」でございます。

ここからの審議につきましては、朝賀会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○朝賀会長 それでは、本日の議題「（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）」を始めます。

まず、事務局から手続経過につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 資料1 「(仮称) 鈴木町駅前南地区開発計画に係る手続経過」について説明一  
(略)

○朝賀会長 それでは、次に、事業者から「条例準備書」及び「条例見解書」について御説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

○事業者 「(仮称) 鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価準備書及び条例見解書について」説明一 (略)

○朝賀会長 それでは、質疑に移ります。

事業者からの説明について御質問をいただきますが、条例準備書の記載内容に対する意見については、個別審査意見として事務局に提出していただきますので、そのために必要な点について事業者に質問をしてください。

御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、深見委員、お願いいたします。

○深見委員 昔の河川敷に立地するマンションということで、やはり水害が気になっています。当然、施設としては十分な水害対策をされると思うのですが、万一、水害が起きたときに、居住者に対して速やかに避難所に移動してもらうような対策を取ろうと考えられているのか、ある程度在宅避難ができるような施設の準備をされることを考えているのか、その辺りをお伺いしたいので、お願いいたします。

○朝賀会長 それでは、御回答のほうをよろしくをお願いいたします。

○事業者 そうですね、混雑等が発生する間は在宅で少し落ち着いていただいてから、避難所への誘導ということをまずは考えております。ただ、住戸の中にも防災リュックですとか、そういったしっかり避難できるようなものというのは備え付けたいと事業者としては考えております。

○深見委員 ありがとうございます。むしろ避難所への避難を考えていらっしゃるかなという感じのお答えだったと思うのですが、もしそうだとすると、児童数の増加については、川崎市に御報告するというような説明になっていましたので、同じく、居住者数がどのぐらいになっていて、避難所に行くかもしれないということは、きちんと川崎市に伝えることをお考えになったほうがいいのではないですか。

川崎市は、ありがた迷惑かもしれませんが、それだけ住民を抱えるということについて、しっかり御認識いただくことも市として大事じゃないかなという気がしていますので、こ

これはまた準備書に対する意見として書かせていただくかもしれませんが、そのように思いました。

以上です。

○朝賀会長 ありがとうございます。

それでは、そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

菊本委員、よろしく願いいたします。

○菊本委員 菊本です。御説明ありがとうございました。

風害に関して幾つか確認とお伺いしたいことがあります。一つ目は地域の風の調査というところで、今回、大師局の測定局のデータを使われていると思うのですが、令和3年3月までの10年間のデータを使ったのは、測定局の移設があったため、連続性からそのような少し前のデータが使われたのかという確認と、あとは今回、現地調査をしたりなどして、比較的近い測定局ではありますけれども、その一致性などは確認したのでしょうかというものが一つ。これが地域の風に関わる質問です。

もう一つは、今回、C地区は未定ということで、空き地状態で風洞実験では予測されていると思うのですが、これは建物があるのとないのとどちらが安全側になるのか難しいところではあるのですが、このC地区を未定として空き地にしたということによる将来的な不確かさに関するお考えをお聞きしたいというのが二つ目です。

最後、三つ目ですけれども、環境保全のための措置として、建物の形状、住宅棟の形状を隅切り形状にしますという御説明をいただいているのですが、結果の「建設後」というのは、既に隅切りがされてもCという判定が出ているのか、最後の「対策後」というところで初めて隅切りが対応適用されているのか、その取扱いが少し分かりにくかったので、補足で説明いただけないでしょうか。

○事業者 まず一つ目の地域の風として、大師局の令和3年までのデータを使っている点ですが、これはお話しいただいたとおり移設されていますので、10年間のデータを使うに当たって、移設前の10年のデータを整理させていただいております。

あと、現地との比較につきましては、大気質の現地調査時に、既存商業施設の屋上で夏と冬の各1週間の風向風速の測定をしております。大師測定局との相関がどちらも0.9以上で相関が高いということは確認しております。

あとC地区は、空き地の状況で風洞実験を実施しております。お話しいただいたとおり、仮の建物を配置してみるとよくなったり悪くなったりはあるかと思えます。ただ、現時点

で何も決まっていないという状況でありますので、空き地の状況で評価をさせていただきました。

あと、今後、環境アセスや、何かしらの手続に係るような建物の計画が出てきましたら、その時点で必要な対策や実験等、川崎市とも相談させていただきながら何をすべきかということに進めさせていただければと考えております。

最後に、住宅棟の三層以上を隅切りしていることについては、建設後の段階で既に隅切りはさせていただいている状況でございます。色々な検討をさせていただいて、最初は隅を切らない形状で検討を行っていましたが、隅を切るべきではないかといった判断から隅を切っております。もともと緑化計画で樹木は多く配置しようという計画でございますので、その中で常緑樹はこの位置に配置していこうということで対策を検討してきたといった経緯でございます。

以上でございます。

○菊本委員 分かりました。

では、最後の領域Cのところ領域Bに戻ったということは、基本的にはもう全て常緑樹の効果だという理解でよろしいのですね。

○事業者 そういうことになります。

○菊本委員 分かりました。ありがとうございます。

○朝賀会長 それでは、そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、高橋委員、よろしく願いいたします。

○高橋委員 土壤汚染について質問させてください。

今のところ事前調査、既存の建物が建っている以外のところで調査されてそこで問題がなかったということですが、建物解体後にさらに、建物が建っていたところに対して何か所かまた調査されるという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 今後、解体前に調査に入りまして、川崎市に報告していくといったことで、今、協議をしている状況でございます。

○高橋委員 そうですか。解体前ということは建物の例えばどこか床一部分を取り除いてサンプルを取られるのですか。

○事業者 コアを開けて、そこからサンプルを取ることを考えております。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○朝賀会長 そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

田中伸治委員、よろしくお願いいたします。

○田中伸治委員 私からは地域交通に関する質問をさせていただきます。

1点目は、現状、この場所には商業施設があると思いますが、現状では例えば休日など周辺の道路には交通混雑とか渋滞とかが発生しているのか、または事故につながるような危険な状況とかが発生しているのかという辺りをお聞きできればと思いますがいかがでしょうか。

○事業者 現状は令和3年7月に周辺の交通、あとは建物出入調査を行っております。そのときの交差点需要率を見ると、平日、休日ともに0.3程度で、交通混雑も0.7を切るか切らないかの程度であって、駐車場も満杯で使われているわけではなく、概ね3割ぐらいしか使われていないような状況でしたので、混雑はなかったと理解しております。

○田中伸治委員 そうですか、分かりました。

では、信号交差点でさばけ残りが生じるとかそういうことも起きてはいなかったということですか。

○事業者 はい。

○田中伸治委員 分かりました。

続いて、工事中の状況についてですけれども、工事車両が待機する場所などが工事中、敷地内に設けられるのかどうかということをお教えください。

○事業者 工場用車両の待機場所については、それぞれ解体工事、あと商業の新築工事の施工者、住宅の施工者、まだそれぞれ決まっていなかった状況もございますので、各施工者が決まりましたら、どのように対応していくかということも確認しつつ、あとはC地区が空いているといった状況もございますので、そこをどうやって待機場所として使っていけるかなども検討しまして、協議しながら決めていければと考えています。

○田中伸治委員 それは設けない可能性もあるということですか。

○事業者 可能な限り設けたいとは思っておりますけれども、時期によっては建物が建ってきて台数等の制限があるといった状況にもなりますので、施工者とも話をしながら決めていければといったところでございます。

○田中伸治委員 そうですか、分かりました。

あとは、周辺の道路の歩道の整備状況について、港町6号線は歩道がないということで、ここを通る車、車両については走行速度の抑制とか安全確認の徹底を周知するというよう

なことが記載されているのですけれども、工事関係者の車両はともかくとして、供用後の一般の方の車両についてはどのようにそれを周知するつもりなのかについて教えてください。

○事業者 居住者の方につきまして入居時に御説明するというのも一つございますし、また掲示板等で「そちらの道については気をつけて徐行」や、「速度を落としての走行をお願いします」といった周知を図っていければと考えております。

○田中伸治委員 商業施設の来場者についてはいかがですか。

○事業者 商業施設の来場者に関しても、店舗での掲示での御案内ですとか、あとホームページ等にも「こちらの通行時には気をつけてください」といったアナウンスはさせていただいて、周知を図っていきたいと考えております。

○田中伸治委員 分かりました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○朝賀会長 そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

何かそのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価準備書についての本日の審議は終了といたします。事業者の方、ありがとうございました。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 事務局から2点ございます。

1点目としまして、（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画につきまして、審議会答申に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。御提出いただいた御意見を基に事務局にて答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。個別審査意見につきましては、今回もオンラインフォームを御用意しておりますので、7月22日火曜日までに御回答いただきたいと思います。回答URLにつきましては、本日中にメールで依頼文と合わせてお送りいたします。

2点目としまして、今後の予定についてお知らせいたします。

現時点で8月は審議会の開催予定がございません。9月以降の日程については改めて調整させていただきますが、本日、事業者説明を行った案件については、9月3日水曜日の午後に答申案審議をオンラインで開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○朝賀会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして審議を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。

－閉 会－